

上越市令和6年能登半島地震復興支援補助金 申請マニュアル

対象者 以下の①または②に該当すること

- ①小規模事業者持続化補助金「災害支援枠(能登半島地震)」(以下、国補助金)の交付確定を受けた小規模事業者であること*。
- ②被災商店街再建支援補助金(以下、県補助金)の交付確定を受けた市内商店街等組織又は市内商店街等組織と民間事業者との連携体であること
- 市税の滞納がないこと
- 下記のいずれにも該当しないこと
 - ・風営法第2条第5項に掲げる「性風俗関連特殊営業」を営む個人事業主又は法人
 - ・政治団体
 - ・宗教上の組織又は団体
 - ・上越市暴力団の排除の推進に関する条例第2条第1項第1号及び第2号に該当する個人事業主又は法人
 - ・その他助成金の趣旨、目的に照らして適当でないと認められる個人事業主又は法人

※個人事業主…市内に住所又は事業所を有すること

法人…市内に事務所又は事業所を有すること

補助対象経費

- 対象者① 国補助金の補助対象経費*から国補助金を引いた事業者負担分の額
- 対象者② 県補助金の補助対象経費から県補助金を引いた事業者負担分の額

補助率

- 1/2(上限25万円)

補助金額計算方法

- (国・県補助対象経費－国・県補助金額)×1/2＝市補助金額(上限25万円)

・例1 国・県補助対象経費 30万円 国・県補助金 20万円の場合

$$\left[\boxed{30 \text{ 万円}} - \boxed{20 \text{ 万円}} \right] \times \frac{1}{2} = \boxed{5 \text{ 万円(市補助金額)}}$$

・例2 国・県補助対象経費 300万円 国・県補助金 200万円の場合

$$\left[\boxed{300 \text{ 万円}} - \boxed{200 \text{ 万円}} \right] \times \frac{1}{2} = \boxed{25 \text{ 万円(市補助金額)}} \\ \text{上限 25 万円のため}$$

申請方法

申請書類は上越市産業政策課の窓口へ提出してください。

提出先：〒943-8601 上越市木田 1-1-3 上越市産業政策課

【問合せ先】上越市 産業政策課 産業振興係（直通：025-520-5729）

申請書類・詳細等は市ホームページをご確認ください。

申請期限

令和7年3月31日(月)(必着)

※国・県補助金の交付額確定通知書の日付から30日以内または令和7年3月31日(月)のいずれか早い日までに申請してください。

支払方法

交付確定後、所定の請求書をご提出いただき、請求書受理後3週間程度で口座に振り込む予定です。

提出書類等

- (1)上越市令和6年能登半島地震復興支援補助金申請書
- (2)納税状況調査承諾書
- (3)国補助金または県補助金の交付決定通知書の写し
- (4)国補助金または県補助金の補助金交付申請書に添付した書類
- (5)国補助金または県補助金の交付確定通知書の写し
- (6)国補助金または県補助金の補助事業実績報告書の写し
- (7)国補助金または県補助金の補助事業実績報告書の写し

※その他必要に応じて追加で書類に提出をお願いする場合があります。

申請の流れ

